# 見える化通信

# 「構造的な価格転嫁」の実現に向けて 下請法を20年ぶりに本格改正

公正取引委員会と中小企業庁はインフレが進む中で適正な価格転嫁を進めるため、下請法を見直す議論 を始めています。早ければ年内にも改正案をまとめ、来年の通常国会へ提出する予定です。

> 政策部門 電機連合

する法律として制定されまし

た。

独占禁

そもそも下請法は、

独占禁止法を

補



I

政

府は、

下請法が優越的地位

の濫

一用を

止

■図表 1 優越的地位の濫用



■図表 2 下請法の適用となる取引

物品を販売し 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業 者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他 の事業者に物品の製造や加工などを委託すること

● 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の 事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理 している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託す

出所:企業取引研究会資料より

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインな どの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他 の事業者にその作成作業を委託すること

か、

● 他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け 負った役務の提供を他の事業者に委託すること

「経済財政運営と改革の基本方針2024」(2024 くことが必要であるという問題意識 ーン全体で適切な価格転嫁を定! 下請法を見直す議論を始めま 7月に有識者による研究会を立ち上 「構造的な価格転嫁」の実現を図って 新たな商慣習として、 サプライ 着さ 0**व**ू 別 め

のとして取り扱うことで、 かわる親事業者の不当な行為を迅速か 定の取引を対象とし、 (親事業者) そこで、 規制対象に当てはまる取引の発 下請法によって、 を「優越的 資本金区分を 地位にある 下請取引に あらかじ

# 実現に向けた下請法改正構造的な価格転嫁の

ら約20年が経過しています。 法改正を検討する必要があるのではな での取引環境の整備という観点からも、 賃金が構造的に上がっていく経済社会 (態への対応や、今後想定される「物価 の下 というのが政府の問題意識です。 -請法も主要な改正が行われて 現在の経 か

です。 行為について、 格への反映の必要性を明 スト上昇下での取引価格据え置きの 価格設定をどう規制するか に価格を据え置くなど、 償保管や知的財産の無償提供を求め 主な論点は図表3の通りです。 ·請事業者) 近年のコスト上昇局面におい 下請法や優越的地位の の経営を圧迫するような 示的に協議せ 方的に受注 また、 ゚まず、 金型  $\zeta$ 是正  $\Box$ ず 価

禁止しています(図表1)。 に照らして不当に不利益を与えることを 一法は、 取引の相手に対し、 取引上の地位が優越している発 正常な商慣習

効果的に規制しています の認定に長い期間がかかって ただし、 独占禁止法による規制では (図表2)。 しまい も 注 定 か 80 ま

## 下請法改正の主な論点 ■図表3

- ・コスト上昇下での取引価格据え置きの是正
- ・下請け企業への金型の無償保管押しつけ解消
- ・約束手形などによる支払いの使用制限
- ・荷主と運送業者の関係も下請法の範囲に
- ・「下請」の名称見直し
- 執行に関する省庁間の連携体制

出所:企業取引研究会資料をもとに電機連合作成

見直 用に 請」という用語が発注者と受注者が める商習慣をどう考えるか。 束手形などを用いることにより、 るのではないか。 関 ?受注者に資金繰りにかかわる負担を求 一しが必要との指摘もあります。 一係でないという語感を与えるの かかわる考え方を整理する必要が 支払い手段としての 他に ŧ 発注者 対等

を注視. 定です。 て参 とめられ、 早 画 け しています。 必要であれば、 電 機連合も議論 連合などを通

内

た意見提起を行っていきます

れば年内にも研究会で改正案がま 研究会には連合からも委員と ければ年内に改正 来年の通常国会へ提出する予